### Т В 0 X チ ヤ I タ 便

第第第第第第第第第 六五四三二一二一 節節節節節節章章

責任(第二十四条—第三十四条 別受け(第十八条—第二十一条—第 別受け(第十八条—第二十条) 引渡し(第十八条—第二十条) 引受け(第十八条—第二十条) 非図(第十八条—第二十条) 条第

2 すないと事**条** でいること 変いい。 でいるに 変してるに を 変してるに 込みに応じること にかかわらず、は た約款に定めのも がわらず、は は、この運送約数 によりま がありたい事項についている。 東頭にんの

引運送業

第二条 当店は、あらかじめ指図する場合は、あらかじの要素所のの屋内に関いるよき、次の事項を回れ、当店に伝える核、住所又は新在型 というという。と 育選人があらかじめ指図する場合は、あらかじめ指図する場合は、 あらかじめ 大変 (1) 大変

の活動を助見るととなると、一番を入り、一番を入り、はない。 

あると

場の内容は記 四条に掲げる

項面四

作国 を他大

yることを認め y、荷物を引き

他の事業所の店頭に掲示 の過不足分を精前渡しを受け、の額が確定しな

の割戻しはしません。

連送することがあります。 業者の行う運送若しくは他連送機関と連絡して、又は人の利益を害しない限り、 他は の他引

第十一条 当店は、送り状に記載された。 第十一条 当店は、送り状に記載された。 第十一条 当店は、送り状に記載された。 活面け希望日の翌日に引き渡すことがよっ 送り状に「お届け時間帯」の記載。 活面け希望日の翌日に引き渡すことがよっ 送り状に「お届け時間帯」の記載。 活受人以外の者に対する引渡し) 第十二条 当店は、送り状記載の荷受人。 める者又は配達先における従業員若し、 準ずる者に対する荷物の引渡しをもった。 準ずる者に対する荷物の引渡しをもった。 第十二条 当店は、満り状記載の荷受人。 かる者又は配達先における従業員若し、 かる者又は配達先における従業員若し、 かる者又は配達先における従業員若し、 かる者又は配達先におけるで業力でします。 対する引渡しとみなします。 対する引渡しをみなします。 対する引渡しをの他の事業所で荷物。 ち戻り、営業所その他の事業所で荷物。 す。 町」の記載がない 時間帯 で」の記載がある で」の記載がある で」の記載がある がある場合の日時に、

い場

oって荷受人に 石しくはこれに 文人が代理と認

物を保持を保持を保持を保持を保持を 管物る ま持の

り る配 る 選 ま 滞

ます。

2 当店は、前項で荷物を持ち戻った際でなお、荷受人が高力を保管した後、公正な第三者を完めた日から三月経。

2 当店は、前項で荷物を持ち戻った際できない場合は、荷受人の子に帰すべき事由いた場合は、荷受人の子に帰すできない場合には、荷物の引渡日時できない場合には、荷物の引渡日時できない場合には、荷受人が荷物を受り取ることができない場合の措置)を定め荷物の処理につき指図を求めます。(引渡しができない場合の措置)を定め荷物の処理につき指図を求めます。(引渡しができない場合の措置)といるときは、海できない荷物の処理に要した費用は、世を定め荷物の処理に要した費用は、世上で、その指図を求めた日から三月経過上で、その指図を求めた日から三月経過上で、その指図を求めた日から三月経過に、本の指図を求めた日から三月経過に、本の指図を求めた日から三月経過になる。 。 日時及び配達先 める方法により

用は、荷送人の4 前求及びその指 別ができないと認識ができないと認識ができないと認識ができないと認識ができないと認識ができた。 マ

が指図

三者を立ちることでは、三月経過した。 会た各項

掲げるである。 と秩信運 京書ので 一き 若ので しくは 運送等

て荷物の売却その他の処分をすることができまただし、荷物が変質又は腐敗しやすいものである場合であって、相当の期間内に指図がないときは、荷送人に対し予告した上で、直ちに荷物の売却その他の処分をすることができます。 2 当店は、第一項の規定により荷物を処分したときは、遅滞なくその旨を荷送人に対して通知します。 3 当店は、第一項の規定により荷物を処分したときは、その処分により得られた代金を、当店の荷送人に対する指図の請求並びに荷物の保管及び処分に要した費用に充当し、その上で不足があるときは、その上で不足額の支払いを請求し、余剰があるときは行送人に不足額の支払いを請求し、余剰があるときは、その売りに返還します。

### 第三節 指図

送その Ō 他 当 の店 理対 生し、 う 着 物 図をする

行う処理に要すができません。、荷受人に荷物

、その旨を荷送人に通知し、 での旨を荷送人の権利は、 荷辱 は、 運送上の支障が生ずる は、 運送上の支障が生ずる は、 運送上の支障が生ずる は、 運送上の支障が生ずる は、 運送上の支障が生ずる は、 運送上の支障が生ずる がま合し は、 前条第一項の規定により指す。

が り る お そ い と き い と き

期間を 期間を 期間を 第四節 四節 事故 場間を定め荷物の処理につき指図 が引渡しがお届け希望日より著した。 は、荷物に著しい損傷を発見した。 は、荷物に著しい損傷を発見した。 は、荷物に著しい損傷を発見した。 がお届け希望日より著した。 から変しがお届け希望日より者した。 から変しがお届け希望日より者した。 の引渡しがお届け希望日より者した。

第一八条 当店は、荷物の減失を発見したときは、 選帯なくその旨を荷送人に通知します。 2 当店は、荷物に著しい損傷を発見したとき、又は荷物の引渡しがお届け希望日より著しく遅延すると判断したときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処理につき指図を求めます。 3 当店は、前項の場合において、指図を待ついとまがないとき、又は当店の定めた期間内に指図がないときは、前項の場合において、指図を待ついとまがないときは、前項の規定による処理をします。 4 当店は、前項の規定による処理をします。 6 当店は、前項の規定による処理をします。 5 第二項の規定にかかわらず、当店は、選送上のでとさば、近次の中止、返送その他の適切な処理をします。 6 当店は、前項の規定による処理をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。 6 当店は、前項の規定による処理をします。 6 当店は、前項の規定による処理をします。 6 当店は、前項の規定による独口とさば、選送上の責任による事田以は第三項の規定にないときは、 を定ないことがあります。 6 当店は、商物の損傷又は遅延が行った処理に要した費用は、荷物の損傷又は遅延で行った処理の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。 6 当店は、高項の規定による事団の規定はよって行った処理にまるものであることを運送中に知ったときは当店の処理) 第十九条 当店は、荷物が第七条第一項第七号アに該当するものであることを運送中に知ったときは当店の負担とします。 (危険品等の処理) 第十九条 当店は、荷物が第七条第一項第七号アに該当するものであることを運送中に知ったときは当時に対ったときは当時に対ったときは当時に対ったときは当時に対ったときは対った。

すべて荷

したときは、

2 前項に規定する処理に要した費用は、する 当店は、第一項の規定による処理をした。 
3 当店は、第一項の規定による処理をした。 
第二十条 当店は、荷物の全部減失に関し証求があったときは、その荷物のお届け希望求があったときは、その荷物のお届け希望求があったときは、当店は、荷物の一部減失、損傷又は遅延さの数量、状態又は引渡しの日時につき証表があったときは、当該荷物を引渡した口求があったときは、当該荷物を引渡した口求があったときは、当該荷物を引渡した口求があったときは、当該荷物を引渡した口求があったときは、当該荷物を引渡した口求があったときは、当該荷物を引渡した口求があったときは、当該荷物を引渡している。 した日の当日 つき証明の請 行します。 行します。 け希望日から 関し証明の請

## 近みの引受け後! 第五節 オプ 及にオ シ作業

第五節 オプション作業を追加する場合の措置) (申込みの引受け後にオプション作業を追加する場合の措置) 第二十一条 当店は、荷物の運送の申込み引受け後に、荷送人または荷受人の指図により、オブション作業を追加で実施する場合には、その費用ション作業を追加で実施する場合には、その費用ション作業の明光み引受け後にオプション作業の担じないことがあります。 第二十二条 荷送人なら追徴します。 受人の指図に応じないことがあります。 学人の指図に応じないことがあります。 年を荷送人から追徴します。 でしたの指図に応じないことがあります。 第二十二条 荷送人又は荷受人の指図により、オプション作業の中込み引受け後、自己の都合には、オプション作業の中止する場合の指図に応じないことがあります。 第二十二条 荷送人又は荷受人は、当店が荷物の運送の中込み引受け後、自己の都合には、オプション作業の中止の指図を受けた場合により、オプション作業の中止したとき、当店は、一直には、当店が第一項による指図を受けてオプション作業の販売額を払い戻します。ただし、作業日当日に受けた指図に応じないことができるものとします。 第二十三条 当店は、車両が荷物の発地又は着地に一つにないことができるものとします。 第二十三条 当店は、車両が荷物の発地又は着地に一つにないことができるものとします。 第二十三条 当店は、車両が荷物の発地又は着地に一つにないことができるものをします。 でじないことができるものとします。 (存機時間料) 第二十三条 当店は、車両が荷物の発地又は着地に一つにないことができるものとします。 (存機した時間を含む。)に応じて、当店における待機した時間を含む。)に応じて、当店における待機した時間を含む。)に応じて、当店における待機した時間を含む。)に応じて、当店における特徴した時間を含む。)に応じて、当店における特徴した時間を含む。)に応じて、当店における特徴した時間を含む。)に応じて、当店におけて、当店におけて、当店におります。

# 責任

(責任の始期) 第二十四条 荷物の減第二十四条 荷物の減第二十五条 当店が荷物を記ます。 (責任と挙証) 第二十五条 当店は、共産の減失若しくは損! (、当店) (、当店) (、当店) 人損 か傷 HU 取て た当時店

わ日しにせまた規 第 に 損失し若 に の 活物 によって の受取 の受取 生生損か 生じた損害を賠償 生じ、又は荷物が 損傷し、若しくは りから引渡しまでの

> 第二十六条 当時 (荷送人の申告は であったためにであったために であったためになる。 も は、荷道の場合ん。 は、荷道の場合ん。 は、荷送人の申告は であったためになる。 であったためになる。 であったためになる。 は、荷道の場合ん。 明及送 しびのす したときは、このために使用しために使用していたがに使用していた。 限注が、 は怠りの又

た損害にた、不備で つ由あ 工告がて は、実の 天又は不備 その責任)

のお 損い 害て、 賠当 にしなければ、 にか損害を被 似ったと

(免責)

### ャ マ 運輸 株式 会社

償がはの